

令和4年10月26日

## 職員の失職について

本市職員について、地方公務員法第28条第4項の規定により失職となりましたのでお知らせします。

### 記

1 失職となった職員の役職階級・年齢・性別  
主事（23歳、男）

2 失職年月日  
令和4年10月26日（水）

### 3 事案概要

当該職員は令和3年10月8日、自家用車で帰宅途中に交通事故を起こしたことにより、令和4年7月28日に過失運転致傷罪で起訴され、同年10月11日に仙台地方裁判所古川支部から禁錮1年4か月執行猶予3年の判決が言い渡され、同年10月26日に刑が確定したため、地方公務員法第28条第4項の規定により失職となったものである。

[問い合わせ]  
総務部人事課  
課長 幡江 健樹  
TEL：0220-22-2145（直通）